

小学校における放課後運動遊び事業の運営業務 委託事業者募集実施要領

1 案件名称

小学校における放課後運動遊び事業の運営業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的

令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、本市児童の体力数値は小学 5 年男子を除いて全国平均を下回っており、体育の授業改善、運動意欲の向上に加えて、運動機会の確保・創出を進める必要がある。

また、児童の放課後運動場利用に対して、民間ノウハウを活用し、大学生等の外部人材（運動遊びサポーター）が児童と一緒に遊んだり、遊びの支援を行ったりすることにより、運動機会の確保・拡充をはかり、体力向上につなげる。

(2) 業務内容

事業の円滑な実施のための事前調整等の連絡調整及び活動時の運営管理業務
(別紙「小学校における放課後運動遊び事業の運営業務仕様書」のとおり)

(3) 事業規模（契約上限額）

金 15,109,050 円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日

(5) 履行場所

本市が指定する神戸市立小学校約 107 校（以下「対象校」という）

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料

令和 7 年度の実施校一覧のデータ

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託事業者が、「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 号の規定に該当しないものであること。
- (2) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。

- (4) 代表者及び役員に破産者及び拘禁以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (5) 事業者及びその代表者が直近1年間の法人税、市町村民税等を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) データ処理その他情報処理を行う時には、この契約の履行に関し、「神戸市セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」（神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。
- (8) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (9) 共同事業体による受託も可能であるが、その場合は、代表者及び構成員が上記（1）～（8）を全て満たすこと。なお、本市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うこと

5 スケジュール

(1) 公募開始	令和8年2月9日(月)
(2) 参加申請関係書類の提出期限	令和8年2月25日(水) 午後5時まで
(3) 質問受付締切	令和8年2月25日(水) 午後5時まで
(4) 質問に対する回答	令和8年3月6日(金)
(5) 企画提案書・課題の提出期限	令和8年3月26日(木) 午後5時まで
(6) 企画提案審査会の開催	令和8年3月30日(月) (予定)
(7) 選定結果通知	令和8年4月上旬
(8) 契約締結・事業開始	令和8年4月上旬
(9) 事業完了	令和9年3月31日(水)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 令和8年2月9日～令和8年2月25日午後5時まで(必着)
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

イ 提出書類

- ① 参加申込書（様式1号）
- ② 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式2号）
- ③ 登記簿謄本又は登記事項に関する全部証明【写し可】
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書【写し可】
- ⑤ 事業経歴書及び業績報告書（直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載）
※任意様式（決算報告書、会社概要、パンフレット等でも可）
- ⑥ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式3号）
※上記③・④は提出日時点で発行日より3か月以内のもの
- ⑦ 提供資料の取り扱いに係る誓約書（様式6号）

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 Eメールによるデータの提出とする。

※提出後、令和7年度の実施校一覧のデータを当方より提供する。

オ 提出場所 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-3

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局学びの推進課

電話番号 078-984-0807 FAX 078-984-0809

Eメール : manabi_koubo@city.kobe.lg.jp

カ 参加資格決定通知 令和8年3月3日(火)にEメールにより通知する。

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 令和8年2月9日～令和8年2月25日午後5時まで
イ 提出方法 別紙「質問書(様式4)」に記載し、Eメールにより提出すること。
ウ 回答 参加者全者に対して、令和8年3月6日にEメールにより回答する。

(3) 企画提案書の提出

- ア 企画提案書は、A4版とし、様式は本要項、提出書類に指定するとおりとする。
イ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
① 企業(団体)の概要
② 本業務に対する考え方、実施方針
③ 運動遊びサポーターの確保・配置及び管理体制
※人員確保計画(スケジュール、募集媒体、媒体ごとの確保見込み人数等)
怪我や事故発生時の緊急時の連絡体制及び、サポーターの欠勤時の連絡等のバックアップ体制について必ず記載すること。
④ 運動遊びサポーターへの研修体制
※特に以下3点については必ず記載すること
・安全管理・事故対応について
・役割(運動用具の準備・片付け、遊びの支援、児童の見守り等)について
・児童の運動意欲向上につながる運動遊びの知識・方法について
⑤ 類似業務実績 ※本業務と類似する業務の実績がある場合にはその件数、実績を証明する資料、本事業における提案者のノウハウ等
⑥ 業務工程・日程表
⑦ 提案見積と積算根拠
ウ 受付期間 令和8年2月9日～令和8年3月26日午後5時まで(必着)
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
エ 提出部数 正本1部の郵送とEメールによるデータの提出とする。
オ 提出場所 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-3
神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階
神戸市教育委員会事務局学びの推進課
電話番号: 078-984-0807 FAX: 078-984-0809
Eメール: manabi_koubo@city.kobe.lg.jp

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

- 審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。
- ア 業務目的及び業務内容の理解度【10点】
- イ 業務全体の運営企画・実現可能性【20点】
- ウ 運動遊びサポーターの確保・配置及び管理体制【20点】
- 人員確保計画(スケジュール、募集媒体、媒体ごとの確保見込み人数等)
怪我や事故発生時の緊急時の連絡体制及び、サポーターの欠勤時の連絡等のバックアップ体制
- エ 運動遊びサポーターへの研修の実施計画と内容の妥当性【20点】
- 安全管理・事故対応
役割(運動用具の準備・片付け、遊びの支援、児童の見守り等)
児童の運動意欲向上につながる運動遊びの知識・方法

- オ 業務実施体制等【5点】
カ 類似業務の実績【5点】
キ 地元企業【10点】
(神戸市内に本店を有する場合10点、支店等が市内にある場合5点)
ク 見積金額【10点】 計100点

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、「小学校における放課後運動遊び事業」実施業務委託に係る受託者選定審査会を行い、その意見を受けて選定する。
イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。選定委員の各項目の平均をその事業者の得点とする。
ウ プレゼンテーション（企画提案会）
(ア) 開催日時 令和8年3月30日(月)(予定)
(イ) 場所 神戸市教育委員会事務局
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-3
神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階
(ウ) 内容・方法 20分説明、10分質疑応答
エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「ウ. 運動遊びサポートの確保・配置及び管理体制」の項目の得点が高い方とする。「ウ. 運動遊びサポートの確保・配置及び管理体制」の最高得点者も複数ある場合は、「エ. 運動遊びサポートへの研修の実施計画と内容の妥当性」の項目の得点が高い方とする。さらに、「エ. 運動遊びサポートへの研修の実施計画と内容の妥当性」の最高得点者も複数ある場合は、別途指示する日時・場所において、当該応募者にくじを引かせて委託契約候補者を決定する。

(3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
ア 「2(3)事業規模(契約上限額)」を超えたもの
イ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める
ウ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
エ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
オ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
ウ すべての企画提案書は返却しない。
エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 問い合わせ先

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-3
神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階
神戸市教育委員会事務局学びの推進課
電話番号：078-984-0807 FAX：078-984-0809
Eメール：manabi_koubo@city.kobe.lg.jp